

大分県災害時等中小企業者持続化支援事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、新型コロナウイルスの影響を受けながらも販路開拓や業務効率化等に取り組む県内の中小企業者を支援するため、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金を創設し、地域経済の維持・活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、次に定める要件をいずれも満たす中小企業者（国の小規模事業者持続化補助金の対象となる小規模事業者を除く。以下、「中小企業者」という。）とする。

- (1) 県内に主たる事務所を有する中小企業者であること。
- (2) 本事業への応募の前提として、持続的な経営に向けた経営計画及び感染症に対する事業継続計画（BCP）を策定していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を受けながらも販路開拓等に取り組む中小企業者または新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるための具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む中小企業者であること。
- (4) 本事業で、大分県が助成する他の制度（補助金・委託等）及び国の補助金等の採択・交付を受け補助事業を実施していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、策定した経営計画等に基づいて実施する、販路開拓等の取組や業務効率化の取組であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次の（1）から（3）の条件をすべて満たすものであることとする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費（ただし、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるための具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）を行うために不可欠な経費で、令和2年2月18日以降に発生した経費に限り、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、本補助金の対象と認めることができる。）
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(中小企業者に対する補助)

第6条 知事は、予算の範囲内において、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）及び大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、令和2年度の予算に係る大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金から適用する。